

令和6年度 職員の給与の男女の差異

茅ヶ崎市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.5%
全職員	83.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	95.4%
本庁課長相当職	96.5%
本庁課長補佐相当職	94.7%
本庁係長相当職	— %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.9%
31～35年	96.5%
26～30年	87.5%
21～25年	92.3%
16～20年	88.7%
11～15年	87.7%
6～10年	87.3%
1～5年	84.2%

【説明欄】

- ①任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、パートタイム会計年度任用職員については、その者の週の勤務時間を38時間45分で按分した数を職員数として換算しています。また、特定の時期に一時的に任用されるパートタイム会計年度任用職員については、算定の対象外としています。
- ②2（1）の本庁係長相当職については、本市には該当する役職がないため記載していません。
- ③任期の定めのない常勤職員については、扶養手当や住居手当が生計主体者や住居の契約者になっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は86.5%、住居手当の受給者に占める男性の割合は67.5%となっています。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。